

府中市生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援事業概要書

1 件名

府中市生活保護受給者及び生活困窮者就労支援事業委託

2 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 施行場所

東京都府中市内及び近隣市区町村

4 事業目的

生活保護受給者及び生活困窮者（以下「対象者」という。）からの就労相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行支援、就職に向けた支援を行い、対象者の希望や特性に合った求人開拓及び就職後の職場定着支援を行う。

また、就労経験やスキルが乏しい、就労意欲が低いなど、就労に関する課題を多く抱えている就労が困難な対象者に対して、就労意欲を喚起するための訓練を実施し、就労へ向けた準備を支援する。

5 支援内容

- (1) キャリアカウンセラーによる面接相談や訪問面接相談により、対象者の希望や、就労に向けた課題を把握する。
- (2) 求人開拓員により、府中市及び近隣市区町村において、対象者に適した求人開拓を実施する。
- (3) 対象者に適した職業紹介を行ない、就職活動を支援する。
- (4) 就職した対象者の職場定着支援を行う。
- (5) 精神疾患等の問題を抱える対象者の見立てを行う。
- (6) 就労経験やスキルが乏しい、就労意欲が低いなど、就労に関する課題を多く抱えている就労が困難な対象者に対して、ソーシャルスキルの向上を図り、就労意欲を喚起するための訓練を実施する。

6 業務実施態勢等

(1) 事務所の設置

本事業に係る支援及びその他業務を実施するための事務所（以下「事務所」という。）を設置すること。なお、事務所の場所は府中市内とし、できるだけ交通の便が良く、府中市役所から近いところに設置すること。

(2) 職員配置

受託者は、次の職員を配置すること。なお、キャリアカウンセラーについては、配置職員のうち1名を生活援護課内に常駐させること。

ア キャリアカウンセラー 3名以上

イ 求人開拓員 3名以上

ウ 精神保健福祉士 1名以上（臨時職員も可とする。）

(3) 実施日及び実施時間

ア 実施日

府中市の休日（府中市の休日に関する条例第1条）を除く毎日とする。

イ 実施時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 支援の開始

受託者は、支援開始に当たり、対象者、生活援護課職員及びキャリアカウンセラーの3者で面接を行い、同意書を受理すること。

(5) 支援計画

受託者は、アセスメントに基づき支援計画を立て、対象者に説明するとともに、市に支援計画書を提出すること。

(6) 支援の報告

受託者は、毎月指定された日までに、前月の活動報告書を市に提出し、対象者の支援状況を報告すること。また、必要に応じて支援内容について市と協議すること。

(7) 支援の連携

生活援護課内に配置する就労支援員及びハローワーク就労サポート窓口と連携し、対象者のニーズに沿った支援を行うこと。また、生活困窮者支援調整会議に出席して意見を述べること。

(8) 連絡会議

受託者は、定期的に市との連絡会議を実施すること。

(9) 事業目標

ア 生活保護受給者

(ア) 支援者数 : 120名以上

(イ) 就職率 : 40%以上

(ロ) 3か月経過時点での就職定着率 : 80%以上

イ 生活困窮者

(ア) 支援者数 : 220名以上

(イ) 就職率 : 60%以上